

## 結核健康診断費補助金交付要綱

### (通則)

第1条 結核健康診断費補助金の交付については、名古屋市補助金等交付規則（平成17年名古屋市規則第187号）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

### (趣旨)

第2条 この要綱は、適切な結核定期健康診断の実施を確保するため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第53条の2第1項の規定に基づき、学校又は施設の長が行った定期結核健康診断及び日本語教育機関の長が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する定期の健康診断に準じて就学生に対して行った結核健康診断に要した費用に係る設置者に対し、市が交付する補助金の交付手続き等について、必要な事項を定めるものとする。

### (適用範囲)

第3条 この要綱の適用範囲は次に定めるところによる。

- (1) 学校 次の学校の学生又は生徒で、当該年度に入学した者
  - ア 学校教育法第1条に定める私立学校（小学校、中学校、中等教育学校、幼稚園を除く）
  - イ 学校教育法第124条に定める私立専修学校
  - ウ 学校教育法第134条に定める私立各種学校で修業年限1年以上のもの
- (2) 施設  
社会福祉法第2条第2項第1号及び第3号から第6号までに規定する私立施設に收容されている者で、65歳に達する年度以降の者
- (3) 日本語教育機関
  - ア 一般財団法人日本語教育振興協会が認定した日本語教育機関の生徒（第1号のイ又はウに該当するものを除く。）
  - イ 出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定め

る件第2号に定める日本語教育機関の生徒（第1号のイ又はウに該当するものを除く。）

（適用期間）

第4条 この要綱の適用期間は、事業を完了した年度内とする。

（補助基準）

第5条 第1号に掲げる基準単価により算定した額（「算定基準額」という。）と第2号に掲げる対象経費に定める経費の実支出額から寄附金その他の収入額を控除して得た額（「差引額」という。）を比較して少ない方の額を補助基本額とし、補助基本額に3分の2を乗じた額（円未満の端数は切り捨てる。）を補助する。

- （1） 基準単価 別に定める額とする。
- （2） 対象経費 第1条の趣旨に定める健康診断のため必要な職員手当（特殊勤務手当）、報酬、賃金、報償費（報償金）、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料及び医薬材料費）、役務費（通信運搬費、手数料及び損害保険料）、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、備品購入費並びに公課費

（交付の申請）

第6条 交付の申請をしようとする者は、第1号に掲げる申請書に第2号に掲げる書類を添付して、別に定める期限までに保健センター所長経由のうえ市長あて提出しなければならない。

- （1） 結核健康診断費補助申請書（第1号様式）
  - （2） 添付書類
    - ア 結核健康診断費細目別歳入内訳（第2号様式）
    - イ 結核健康診断費細目別歳出内訳（第3号様式）
    - ウ 結核健康診断細目別実施報告書（第4号様式）
    - エ 歳入歳出予算書写（第5号様式）
- （関係分のみを抜すいし原本証明したもの）
- オ 当該事業に要した費用の領収書写等

領収書等は、添付書類イ結核健康診断費細目別歳出内訳書に記載された関係分で電子複写機等により写をとったものはよいが、申請者自ら書き写したものと思われるもの等支払の事実の証明できないものは領収書等を発行した者の証明をつけること。

カ 結核健康診断月報（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第27条の5 第6号様式）写（2適用範囲(3)の日本語教育機関を除く。）

2 前項の申請書の記入上の注意は次に掲げるとおりとする。

(1) 法人の場合の申請は、必ず主たる事務所の所在地、名称及びその代表者名で申請すること。

(例)

財団・学校・宗教法人等については、理事長又は理事名、代表役員名とする。

ただし、上記代表者の住所地が市内にない等の場合、出張所等は申請及び請求受領に関する委任状をとることにより、出張所等の代表者名で申請できるものとする。

(2) 算定基準額は、実施人員に第5条の補助基準を乗じたものを記入する。この場合間接撮影フィルムの大きさ（レンズ・70mm・100mmの別）を確認して基準額を算出すること。

(3) 補助基本額及び補助申請額は、第5条の規定により算定した額であること。

(4) 申請書に記載する数字はすべてアラビア数字（1．2．3．）を用いること。

3 申請をしようとする者は、あらかじめ、事業完了後保健センターへ結核健康診断月報を提出しなければならない（第2条（適用範囲）(3)の日本語教育機関を除く。）。

（保健センター審査事項等）

第7条 保健センターは、申請書を受理するにあたっては、次の事項に留意して審査しなければならない。

(1) 申請書に収受印を押すこと。

- (2) 申請者が本要綱「第2条（適用範囲）」に該当しているか。
- (3) 申請者住所氏名が「申請書記入上の注意」の代表者名であるか。
- (4) 添付書類が完備されているか。証明のもれたものはないか。
- (5) 結核健康診断月報が報告されているか。

なお、添付書類の月報写については、すでに保健センターに提出されている月報と照合し、照合者が原本証明したうえで提出すること。

2 保健センターは、受理した申請書を1か月毎に取りまとめて、翌月の10日までに市長（健康福祉局健康部感染症対策課）に提出しなければならない。

#### （交付の決定）

第8条 市長は、第5条の申請書類を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、次の条件を付して補助金の交付決定を行うものとする。

- (1) 補助事業にかかる予算及び決算の関係を明らかにした帳簿を備え、関係する書類を事業完了後5年間保存しておくこと。
- (2) この補助金は、監査の結果不当と認められるときは、補助金の一部又は全部の返還を命じることがあること。

#### （交付決定の通知）

第9条 市長は、交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及び条件を、保健センター所長を経由し申請者に通知するものとする（第7号様式）。

#### （申請の取り下げ）

第10条 申請者は、前条の通知に係る補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、通知を受けた日から10日以内に、申請の取り下げをすることができる。

#### （雑則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規程は平成11年9月6日から施行する。

附 則

この規程は平成17年4月1日から施行する。

なお、平成17年3月1日から平成17年3月31日に実施した健診については従前の例による。

附 則

この要綱は平成19年2月1日から施行し、平成18年度後期分の補助金申請から適用する。

附 則

この要綱は平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和2年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和2年12月14日から施行する。

附 則

この要綱は令和6年4月1日から施行する。